

立川広域防災基地

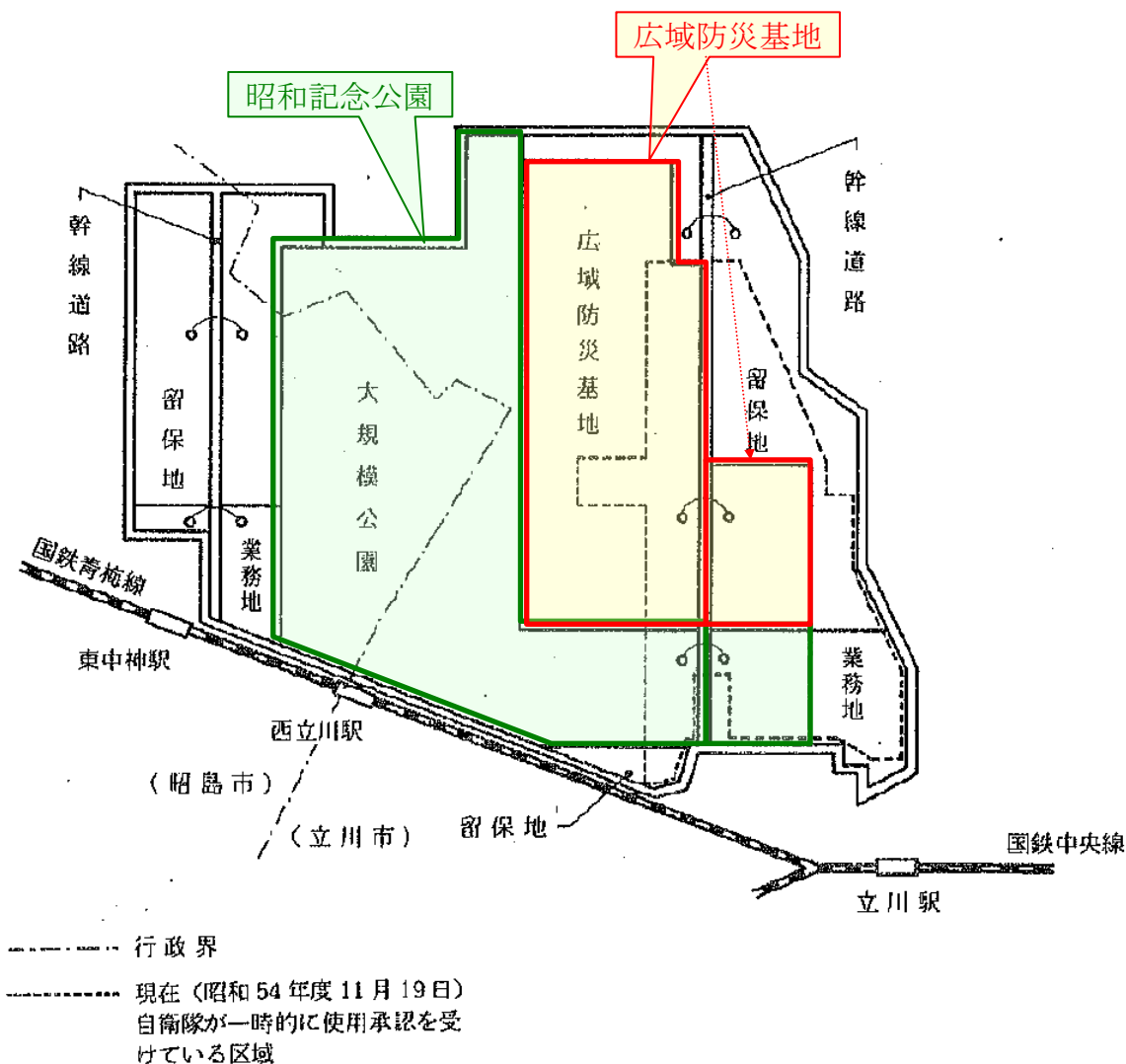
災害対策本部予備施設

(概要)



平成22年3月現在

整備の経緯等



※国有財産中央審議会答申（昭和54年11月19日）資料より

【経緯】

立川広域防災基地は、米軍が接収していた旧陸軍飛行場の返還を受け、跡地利用の一環として整備されました。

これは、跡地利用の方法について諮問された国有財産中央審議会が、関係機関の要望や優れた立地等を考慮し、大規模公園及び広域防災基地を二本の柱としながら、地元市街地の健全な形成のために必要な用地を周囲に配する、とした処理大綱に基づいています。この答申を受けて、中央防災会議及び関係機関、東京都等は立川広域防災基地整備推進連絡会議を設置し整備計画の検討を行うなど、連携して整備を図ってきました。

【立地】

立川広域防災基地は、都心から約30km離れた比較的地盤の良い台地上に、広い公園に隣接して計画的に整備されています。このため、都心との同時被災を免れつつ都心部へ効果的に輸送活動ができる位置にあり、また、一時物資集積や被災者対策に公園も活用した広い敷地を運用できる利点もあります。

また、航空機運用の観点から、都心部の大規模火災発生時においても、東京の恒常風方向（夏季は南又は南南西、冬季は北又は北北西）からみて、航空機の離発着の際に煙の影響を受けにくいという特長もあります。

首都直下地震等 (首都圏における大規模災害)

緊急災害対策本部の設置

- 原則として、都心の適地から選考
- ①総理大臣官邸 (危機管理センター)
 - ②内閣府 (5号館)
 - ③防衛省 (中央指揮所)

都心壊滅、通信機能の寸断等

(速やかに移動)



- ④災害対策本部予備施設へ (一時的な移動)

<立地のメリット>

- ・ 都心から約30km
→ 都心と同時被災が考えにくく適度な距離 (都心の機能復旧までの臨時拠点)
- ・ 比較的地盤の良い台地
- ・ 余裕のある空間
- ・ 関係機関の配置、等



(写真: 阪神・淡路大震災)



立川広域防災基地合同訓練

○平成20年度から開始

- ・平成21. 1. 17(土) 多数傷病者受入訓練（首都直下地震の広域医療搬送を想定）
- ・平成21. 2. 19(木) 航空機事故救護等訓練（民間ヘリ緊急着陸失敗を想定）

○平成21年度

- ・平成22. 1. 16(土) ※内閣府施設を調整本部等として運用
- ・広域医療搬送訓練（トリアージ、SCU設置・患者搬送、調整本部の運用等）
- ・災害医療センター及び各地のDMAT、自衛隊、警視庁、東京消防庁、東京都、内閣府等が参加（主催：立川広域防災基地連絡協議会）



調整本部の指示
により、各所属
ヘリが次々搬送

